

十 二	十 一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	行 成 省 令 国 債 財	平 成 十 五 年 十 二 月 九 日	成 十 五 年 十 一 月 二 十 五 日	省 令 第 三 十 号	国 債 の 発 行 等	財 務 省 告 示 第 六 百 九 十 一 号
の 経 過 利 子 の 払 込 み	利 行 価 格	発 行 日	発 行 日	振 替 単 位	最 低 額 面 金	払 込 金 額	発 行 方 法	発 行 方 法	用 振 替 法 の 適	の 法 律 及 び そ の 適	発 行 の 根 拠	名 称 及 び 記 号	財 務 大 臣 谷 垣 禎 一	利 付 国 庫 債 券 （ 五 年 ） （ 第 三 十 二 回 ）	第 七 条 第 三 項 の 規 定 に 基 づ き 、 平	に 関 す る 省 令 （ 昭 和 五 十 七 年 大 蔵	
に 加 え 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し	日 本 郵 政 公 社 総 裁 は 、 払 込 金 額	年 〇 ・ 七 パ ー セ ン ト	額 平 成 十 五 年 十 一 月 二 十 五 日	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	五 万 円	機 関 は 日 本 郵 政 公 社 法 （ 平 成 十 四 年 法	機 関 は 日 本 郵 政 公 社 法 （ 平 成 十 四 年 法	成 十 三 年 法 律 第 七 十 五 号 。以下	社 債 等 の 振 替 に 関 す る 法 律 （ 平	財 政 融 資 資 金 特 別 会 計 法 （ 昭 和	利 付 国 庫 債 券 （ 五 年 ） （ 第 三 十 二	財 務 大 臣 谷 垣 禎 一	回 ）	に 関 す る 省 令 （ 昭 和 五 十 七 年 大 蔵	に 関 す る 省 令 （ 昭 和 五 十 七 年 大 蔵	

た金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.7}{100} \times \frac{66}{365}$$

十三 初期利子

平成十六年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期利子

毎年三月二十日及び九月二十日を、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還期限

平成二十年九月二十日

十六 償還金額

日本銀行額百円につき百円

十七 元利支

平成十五年十一月二十五日

十八 払込期日